多良木町長 吉瀬 浩一郎 様 多良木町議会議長 髙橋 裕子 様

多良木町監査委員 山﨑 信治 多良木町監査委員 坂口 幸法

公の施設の指定管理者の監査結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

あいあいスポーツクラブたらぎ 会長 源 國光 様

多良木町監査委員 山﨑 信治 多良木町監査委員 坂口 幸法

公の施設の指定管理者の監査結果について

晩秋の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて先日は大変お忙しい中、ご対応頂きまして誠にありがとうございました。 つきましては監査結果を別紙のとおり報告いたします。

令和4年度

公の施設の指定管理者監査報告書

多良木町監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象 総合型地域スポーツクラブ あいあいスポーツクラブたらぎ

生涯学習課(指定管理に関する事務の所管課)

3 監査期間 令和4年10月31日

4 監査対象年度 令和3年度

5 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務

6 監査の方法 多良木町民

多良木町民体育館、多良木町武道館及び多良木町多目的総合グラウンド(以下「多良木町民体育館等」という。)の指定管理者である「総合型地域スポーツクラブ あいあいスポーツクラブたらぎ」に対して、公の施設管理運営に係る令和3年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかに重点を置いて監査を実施した。

また、町所管課である生涯学習課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかに重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名		称	総合型地域スポーツクラブ あいあいスポーツクラブたらぎ		
代	表	者	会長 源 國 光		
住		所	熊本県球磨郡多良木町大字多良木1467番地3		

2 指定管理の内容

施	設	t.	名	多良木町民体育館、多良木町武道館(弓道場及び相撲場を含む)及び				
	邟	Z.		多良木町多目的総合グラウンド				
所			地	多良木町民体育館 球磨	球磨郡多良木町大字多良木1467番地3			
	右	在		多良木町武道館	"	14	471番地1	
				多良木町多目的総合グラウンド		<i>"</i> 16	52番地1	
指:	指定管理期間			令和2年4月1日~令和5年3月31日				
指	定管	理	料	19,530,000円(令和3年度)				
112 4	シ 終エ	佐 工田)ァ ゟ	係る 況	収入 25,698,254円				
収	支	生に切状		支出 21,758,872円				
ΗХ	又	1/\		収支 3,939,382円				
				年間利用者数				
				多良木町民体育館	令和2年度	11,538人		
					令和3年度	23,574人		
利	用	実	績	多良木町武道館	令和2年度	5,663人		
					令和3年度	8,349人		
				多良木町多目的総合グラウンド	令和2年度	13,911人		
					令和3年度	15,851人		

3 指定管理業務の範囲

- (1) 多良木町民体育館等の管理運営全般
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 施設等の利用申請の受付・許可等に関すること
- (4) 各施設の利用料金に関すること
- (5) スポーツ振興事業等に関すること
- (6) その他

4 収支状況

単位:円

,	項 目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b-a)
—]繰越	1,516,944	1,516,944	0
保険	料預り金	192,382	198,514	6,132
指定	管理料	19,530,000	19,530,000	0
施設	收入	2,000,000	4,450,150	2,450,150
雑収	ス	100	2,646	2,546
1	仅 入 計	23,239,426	25,698,254	2,458,828
人件	費	12,492,000	11,778,041	△713 , 959
一般	管理費	9,714,000	8,980,831	△733,169
旅	··· ·	30,000	27,000	△3,000
需	用費	5,880,000	5,348,021	△531,979
	消耗品費	680,000	478,278	$\triangle 201,722$
	光熱水費	3,350,000	3,205,302	△144,698
	印刷製本費	100,000	61,917	△38,083
	修繕料	1,700,000	1,562,994	△137 , 006
	燃料費	50,000	39,530	△10,470
役	務費	660,000	656,670	\triangle 3,330
租	税公課	4,000	4,000	0
委	託料	2,300,000	2,243,752	\triangle 56,248
使	用料及び賃借料	840,000	701,388	△138,612
事	業費	1,000,000	1,000,000	0
予	備費	33,426	0	$\triangle 33,\!426$
-	支 出 計	23,239,426	21,758,872	\triangle 1,480,554
,	収支	0	3,939,382	3,939,382

第3 監査の結果

監査の対象とした多良木町民体育館等の指定管理者である「総合型地域スポーツクラブ あいあいスポーツクラブたらぎ」に対する公の施設の管理に係る令和3年度における出納そ の他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況について監査した結果、協 定書及び仕様書に基づき概ね適正に遂行されていると認められるが、次のとおり改善又は検 討を要する事項が見受けられた。今後の事務遂行に当たっては、これらに十分留意するとと もに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指定管理者及び所管課共通

【検討事項】

(1) 協定書の変更について

多良木町民体育館の一室に「トレーニングジム」が設置してあるが、当該トレーニングジムにおいて万が一事故が発生した場合の責任の所在について、記載されていない。協定書第17条《損害の賠償》で、「乙(あいあいスポーツクラブたらぎ)は、各施設の管理運営業務の履行にあたり、 乙の責めに帰すべき事由により甲(多良木町)又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない」旨の記載があるものの、事故が発生した場合の責任がいずれに属するのか読み取れないことから、協定書に明確に記載すべきと考える。

(2) 指定管理対象範囲の拡大について

現状、指定管理の対象となっている施設は、多良木町民体育館、多良木町武道 館及び多良木町多目的総合グラウンドであるが、隣接する「多良木町えびす広場(交 流館石倉を含む)」についても対象範囲に加えることについて検討されたい。

(3) 多良木町武道館のシャワー設備の整備について

多良木町武道館に設置してあるシャワー設備については、水のみの使用であることから、利用者の利便性向上のためにも温水も使用可能となるよう検討されたい。

(4) トレーニングジム専用更衣室の整備について

多良木町民体育館内に設置してあるトレーニングジムの更衣室については、利用者が利用する荷物置き棚に扉もなく、鍵もない状態にある。盗難防止の観点から鍵付きロッカー等への変更について検討されたい。

【改善事項】

(1) 施設運営に係る地域住民や利用者の意見の反映について

仕様書の2(1)エで、「地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること」が記載されている。指定管理者においては、年2回「外部評価委員会」を開催して、ニーズの把握に努めているが、地域住民や利用者から直接意見を聞く必要があるのではないか。そのため、町民体育館等に利用者のニーズを把握するためのアンケートを設置されたい。

2 指定管理者

【検討事項】

(1) トレーニングジムの安全管理について トレーニングジムについては、狭あいな部屋にトレーニング器具が密集して設置して あることから、利用者の人数によっては、事故の発生が危惧される状況にある。利用者の安全確保の観点から、時間単位で利用者数を制限するなどの対策について検討されたい。また、指導者(インストラクター)を常駐させることについても併せて検討されたい。

【改善事項】

(1) 会計処理について

ア 多良木町民体育館の暗幕を購入しているが、需用費の修繕料として会計処理している。既存の暗幕を修理したのではなく、新たに購入したものであることから、備品の取得として、備品台帳に登載されたい。

イ 植木剪定を修繕料に計上するなど、支出科目の誤りが散見されるため、今後 の事務処理に当たっては、所管課に確認するなど適切な科目で処理されたい。

(2) 就業規則及び給与規定の制定について

前回(平成29年度)の監査において、給料・手当の額のについて定めた規則等が存在しないため、規則等の作成を行うよう指摘を行っているが、今回の監査時においても未作成のままとなっている。

令和3年4月から事務局職員(クラブマネージャー及び経理担当)に対して能力給なる手当を支給しているが、支給の理由について、職員の給料を同額にするといった理由をもって役員会で支給を決めており、支給の根拠が不明瞭である。

職員(非常勤を含む)の給料や手当については、就業規則や給与規定を速やかに作成して、支給規定を明確にするなど適正な出納事務を行うよう改善されたい。

(3) 防火管理体制について、

施設の火災時における体制については、危機管理マニュアルの中に火災時のマニュアルが作成されているが、簡易な内容にとどまっているため、具体的な消防計画を定められたい。併せて、訓練を実施されたい。

3 所管課

【改善事項】

(1) 指定管理料について

指定管理料については、指定管理者から提出された収支計画書を参考に算定を 行っている状況にあるが、収支計画書の内容を念査するとともに、経費の支出の妥 当性や必要性についても検討するなど、算定根拠を明確にされたい。

(2) 指定管理者との連絡・調整について

現状、指定管理者との連絡調整は、四半期ごとに作成される業務報告書の提出時に行われているのみである。

施設の管理状況を定期的に実地に調査するほか、指定管理者との連絡・調整会議を設けるなど、情報の共有を図るとともに、指定管理者に対する指導・監督を強化されたい。

第4 総括

現在、学校部活動の社会体育移行を含む中学生等のスポーツ環境について、学校単位から地域単位への移行が国で議論されている。実施主体として地域の実情に応じた多様なスポーツ団体等(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者等)や学校関係の組織・団体(保護者会等)が想定されており、受け皿となる地域団体等の役割が増すことが想定される。

学校の部活動が地域移行へ進む中にあっては、指定管理者制度は単に公の施設の管理を業務委託するだけでなく、児童生徒の健全な育成にも関わってくるなど、環境が大きく変化していくことから、所管課においては、従来にも増して指定管理者との情報の共有、調整に努められることを要望して総括とする。